

常 任 観 光 建 設 委 員 会 要 点 記 録

○開会日時 令和元年 1 2 月 5 日 (木) 午前 1 0 時

○場 所 伊東市役所第 2 委員会室

○出席委員 6 名

1 番	鳥 居 康 子 君	2 番	井 戸 清 司 君
3 番	中 島 弘 道 君	4 番	青 木 敬 博 君
5 番	佐 藤 龍 彦 君	6 番	田久保 眞 紀 君

○出席議員 1 1 名

議 長	佐 山 正 君	議 員	仲 田 佳 正 君
議 員	鈴 木 絢 子 君	〃	石 島 茂 雄 君
〃	大 川 勝 弘 君	〃	杉 本 一 彦 君
〃	重 岡 秀 子 君	〃	杉 本 憲 也 君
〃	篠 原 峰 子 君	〃	長 沢 正 君
〃	佐 藤 周 君		

○説明のため出席した者 1 3 名

副 市 長	中 村 一 人 君
観 光 経 済 部 長	近 持 剛 史 君
同 観 光 課 長	草 嶋 耕 平 君
同 産 業 課 長	鈴 木 康 之 君
同公営競技事務所長	福 西 淳 君
建 設 部 長	石 井 裕 介 君
同 建 設 部 次 長	長 澤 一 徳 君
同 建 設 課 長	高 田 郁 雄 君
同 建 築 住 宅 課 長	杉 山 英 仁 君
同 都 市 計 画 課 長	日 野 原 武 君
上 下 水 道 部 長	白 鳥 謙 治 君
同 下 水 道 課 長	村 上 千 明 君
同 水 道 課 長	大 川 毅 君

○出席議会事務局職員 2 名

局長補佐 富 岡 勝 係 長 山 田 恵理子

○会議に付した事件

1 市議第 2 5 号 伊東市森林環境整備基金条例

- 2 市議第29号 伊東市競輪事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例
 - 3 市議第30号 伊東市公共下水道事業の設置等に関する条例
 - 4 市議第31号 伊東市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 5 市議第34号 令和元年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
 - 6 市議第38号 令和元年度伊東市水道事業会計補正予算（第1号）
 - 7 市議第33号 令和元年度伊東市一般会計補正予算（第6号）歳出所管部分
-

○会議の経過概要

○委員長（青木敬博君）開会する。

○委員長（青木敬博君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明はこれを省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）異議なしと認める。よって、さよう決定する。

○委員長（青木敬博君）日程第1、市議第25号 伊東市森林環境整備基金条例を議題とする。
直ちに質疑に入る。発言を許す。

○3番（中島弘道君）森林環境基本条例であるが、ことしからということで、国が管理するのが面倒だから各市町村に任せるような感じで始まったのではないかというようなことも聞いた。
とりあえず600万円、森林環境譲与税ということで伊東市に来たが、森林環境税が令和6年から1人1,000円ずつ課税されることになっているようである。

600万円という譲与税の金額であるが、きのうも少し説明があったが、各個人が森林環境税を1,000円ずつ払うまでとか、払う以後とか、これからどのように金額が変わっていくことが予想されるか。

○産業課長（鈴木康之君）税の今、譲与されている金額と今後の見通しだと思う。今年度は600万円を国から譲与されている。細かく言うと、令和元年から令和3年までは600万円譲与され、それから順次、令和4年から令和5年で900万円、令和6年で920万円、令和7年から令和10年までは1,340万円、令和15年にかけては2,070万円譲与されると国から伺っている。

○3番（中島弘道君）本当にそんなに上がるのか。これからどんどん上がっていくということで、いよいよ市としてはそれなりにやっていかなければいけないと思う。

ことしは所有者の経営の意向調査をしたということであるが、そういった林業に携わる人も

高齢化しているし、担い手の不足も問題にされていると思うが、存続する気持ちがなかったり、売れるならば売りたいという方もいると思う。そういった声を聞いたことがあるが、ある大手の業者に売られていけば、メガソーラーだとか、そういうふうな用地候補にもなっていったりもするのだろうが、今後、売れるならば売りたいとか、余り存続する気はないという人たちには、市として助言、指導をどのようにしていく予定があるのか。

○産業課長（鈴木康之君）今現在、地元の林業所有者に意向調査、森林所有者の特定を行いながら、所有者の意向を伺うアンケートを12月中にやる予定でいる。今後、2月上旬ぐらいにはその方たちに基づいた説明会や、それを踏まえた結果をもとに、実際には、所有者みずからが森林を整備していくという方は、そのまま整備をしていただくとか、整備をするに当たって業者の紹介などは市でマッチングをして、スムーズに整備をしていただけるようなことをしていきたい。

所有者が自分で経営管理できない方については、意欲のある森林業者がいるので、そこへもマッチングをする中で整備を促す。また、調査する中では、所有者不明な森林も出てくるかと思われるが、最終的には市が管理の権利を受けて、業者をお願いして整備をしていく。整備ができない場合については、所有者が管理の権利移転の設定、寄附については業者なりに受け入れ先として紹介をして、その業者が民間業者に促すなどして整備していただくような対応が考えられる。

意向調査をする中で、もしかしたら山の隣接地のパターンもあるので、寄附については業者や所有者の意向もうまく聞く中でマッチングをして、少しでも整備ができるようにしていきたい。

税は令和6年から徴収されることになっているが、その前に前倒しとして国から今、譲与税を今年度は600万円をいただいて、順次増額される予定となっている。

○3番（中島弘道君）根本的なことで、意向調査は、森林の所有者は個人や会社があると思うが、ことし調べた中で何件ぐらいあったのか。

○産業課長（鈴木康之君）今回の地域については対象地区を、伊東市の中心部の西側というか、伊豆市との境、奥野ダムを中心とした伊東市の中心的なところから、松川湖を中心に岡、鎌田、荻地区を想定している。およそ2,300haの面積で、所有者が900人ぐらいいると思われる。その方たちへアンケートをとると、あとは今後、説明会を6回程度行う予定で、その中で意向を伺いながら進めていきたい。

○3番（中島弘道君）所有者の人数もそんなにいる。確かに個人的なものもあれば、その他いろいろあるのかなと思ったが、これだけの人数、これからずっと続く森林環境譲与税、環境税の政策であるが、市として今後ずっと継続していく中で、ことしは意向調査等であるが、今後、

市として計画の作成はしていくのか。調査してからになるのか。計画の立て方を伺いたい。

○産業課長（鈴木康之君）これからの計画については、今現在、ことしから初めて始まった事業でもあるので、今、意向調査を伺う中で、意向調査の中で各地域、2,300haの意向調査を伺ったエリアごとに計画を立てて整備に努めたい。

○5番（佐藤龍彦君）今回の基金を制定していくのは、今、中島委員からもあった森林環境譲与税が国から入ってくるということで、これまで国策で植林してきたのに、海外から大量に安い外材が入ってきたということで、国産のものがなかなか売れなくなってきたことで、土地の所有者たちが整備していくのを、売れないのだったら整備できないとか、そういったところで放置してきた部分があったのではないかと考えるが、森林が荒れているところに国も本腰を入れて整備していこうということが今回の環境税と環境譲与税の創設の意図だと思う。

この整備や保全に当たって、それが基金の創設の背景だったと思うが、それで間違いないかということと、この基金は伊東市が独自で創設していくのか。それとも国から指導があったのか。

○産業課長（鈴木康之君）まず、今後の国の動向、政策についてだと思われるが、国においては新たに森林環境譲与税制度、森林経営管理法については、自然環境の防止上の観点からも、これまで以上に森林整備に力を入れる必要があるという考えのもとで、こういった制度が整えられてきたのだと思われる。したがって、今後についても、新たな財源を市としても付与させるものを十分に活用して計画的に事業を進めていきたい。それには森林の所有者の把握をした中で、市内の森林の管理の適正化、整備について事業をしていきたい。

基金の目的については、この環境譲与税については、法の定めによって森林整備に関する目的以外の用途に使用することができないことになっているので、この基金条例を定めることによって、金額の大小にかかわらず年度ごとに生じた、今年度は調査の事業があるが、そういったものの、基本的には事業を行った執行残額を積み立てて、譲与税を無駄なく使うということで基金条例を上げさせていただいた。

他市の状況についても同じように基金条例を制定して、同じような形で残金を管理している。目的がしっかりと使われるということがあったので、基金をつくって執行管理をしっかりとしていくことが求められていると思うので、条例を制定する。

○5番（佐藤龍彦君）国の、法で定められて基金の創設をしてほしいということで、他市町も含めて基金をつくっていく。譲与税が来たお金をほかの用途にはもう使えないということがあって、さらに年間、例えば今回は600万円来た。そのうち全額を使い切ることがあった場合はそれでいいとして、残った場合にどこにも入れられないから基金に入れていこうというのが基本的な部分なのか。

今回600万円来たというのが、12月中にアンケート調査をするとのことであるが、今年度はある程度の所有者の特定をしたということでもいいのか。

- 産業課長（鈴木康之君）基金については先ほどもあったとおり、法の定めによって使途をしかりとすること、目的以外のものに使用しないようにということがあるので、事業を行った執行残を積み立てて、譲与税の財源をむだなく活用することとなっている。

今年度はどのような事業を行っているかということであるが、今のところアンケート調査を12月中に行い、説明会を2月上旬ぐらいに計6回ぐらいを想定している。3月までには取りまとめを行い、その結果に基づき、ブロックごとになるかもしれないが、次年度以降、順次その地区の計画を立て、準備が整ったところから森林整備に移る。

- 5番（佐藤龍彦君）先ほどの質疑の繰り返しになって申しわけない。今年度は600万円で、それ以降、令和4年度には900万円、令和15年度には2,000万円ぐらいが譲与税で入ってくる見込みとのことである。年度ごとに示された予算が入ってきて、年度ごとに使われる中で、残額の部分が基金に入るが、現時点で基金の規模がどのぐらいになるか予想はしているか。アンケート調査を行って、説明会をしていく中で、森林の整備をしていくという話だったが、森林を整備するにはそれなりの金額がかかる。それまでの間に使われなかった分は基金にどんどん入っていく。基金はまた取り崩して使うが、どのぐらいの規模までを想定しているのかがあるのか。現時点で、なければならぬ結構であるが。

- 産業課長（鈴木康之君）今年度600万円の譲与がある。そのうち500万円を調査業務、残りの100万円を既存の事業で行き届かない林道の維持管理事業に充てることとなっている。一部まだはっきりとした金額が確定していないが、確定した後に残りを基金に入れる。次年度は、次年度の計画にもよるが、必要があればその基金から取り崩して、来年度の600万円にプラスした形で事業を進めていきたいが、現時点ではまだ残金が確定していないのでわかっていない。また、上限は設けていない。

- 5番（佐藤龍彦君）その600万円の内訳は、500万円が調査費で、100万円が維持管理費ということである。これを使い切るかどうかはわからないけれども、残としてそこまで大きく残る可能性は余りないので、基金にそこまで大きな額が入ることは予想しないということではわかった。そういうことなのかどうか、一度確認をした。

あと、こういう森林環境の整備に関して、例えば、伸び切った森林の間伐をすることで環境を整備していくのは大変重要な事業ではないかと感銘を受けて、市民から寄附金が来た場合、それはこの基金に入れることはできるのか。

- 産業課長（鈴木康之君）基金の財源については、なるべくプールするということではなくて、やれる範囲で少しでも早く整備を進めたいということから、基本的には執行残は少ない金額だ

と想定している。

今後の寄附については、譲与税と寄附を一緒にしてしまうとすみ分けが難しいと考えるので、基本的には譲与税は譲与税で基金の中で行い、寄附は譲与税の中に入れずに、別で処理したいと今のところ考えている。

○**2番**（井戸清司君）基金の必要性和譲与税の今後の推移は大体わかったが、譲与税の金額の決定は、たしか林業者と人口割で来ると聞いた。確認だが、林業者というのは、林業として登録している会社の数か、それとも林業に従事している人数なのかを教えてください。

○**産業課長**（鈴木康之君）国の譲与の基準は林業就業者数で、伊東市の場合は10人である。ちなみに、あと私有林の人工林面積とか人口割から伊東市に配分される額が決定している。

○**2番**（井戸清司君）たしか協議会のときに、1社しかなかったという答弁もあったが、現状はふえていると思う。何社ぐらいあるか。また、例えば建設業界などで、今は建設しか登録していないが、これから林業を行うということで林業に登録したら、そこまで今度カウントされるのか。

あと、これから人口減少が見込まれるが、人口が減ったときに、カウントされる人口割の部分で譲与税の部分が減るのか。

○**産業課長**（鈴木康之君）一応林業業者の就業者数なので、今のところ調査の中では10人となっている。今後、業者については、意欲と能力のある林業経営者を県のほうで指定するが、その業者が県内だと今28社ある。そのうち伊東で積極的に行ってくれるのが五、六社くらいということである。

今後の譲与税について、今のところ人口減少で減少するという情報は入っていないが、今後はそこについても注視していきたいと思っている。

○**2番**（井戸清司君）確認だが、伊東市に所在があるというか、本社登録がある林業業者が五、六社あるということか。

○**産業課長**（鈴木康之君）伊東市に林業業者はない。伊東市に事務所がある林業業者が2社ぐらいある。あとは市外の、近隣の林業業者である。

○**2番**（井戸清司君）近隣の林業者はこの譲与税にカウントされないのか。

○**産業課長**（鈴木康之君）就業者数が10人ということで、業者と就業者では扱いが違うと思われる。林業就業者についての規定は、後日調べて答えさせていただく。

○**2番**（井戸清司君）それは後で教えてください。

当初600万円が何年か推移していく中で、これから伐採とか間伐も含めて事業を進めていくに当たって、恐らく600万円という金額では大した事業はできない。事業を行うのに1,500万円かかるといった場合、足りない分は一般財源からの繰り出しも考えられるのか。

○産業課長（鈴木康之君）基本的には基金、いただいたもので行っていくが、今後、計画を立てて必要があれば、基金と市単を入れることを検討していく必要があると考えている。

○2番（井戸清司君）承知した。

確認したいのだが、例えば地目が農地で、今は雑木林になっているようなところがあった場合、地目が農地でもこの森林環境譲与税が使えるのか。

また、急傾斜地の治山対策において地元負担金が出る場合で、そこが森林だった場合、この森林環境譲与税を地元負担金として繰り入れできるのか。

○産業課長（鈴木康之君）農地が荒れて雑木になってしまった場合、この譲与税が使えるかということだが、基本的には地目は農地と考えている。まだことし始まったばかりの事業なので、今後は国とか県に照会をかけながら、その辺は確認していきたいと思っている。

急傾斜地の地元負担金の関係についても、県や国に使えるかどうかを確認する中で検討していきたい。

○1番（鳥居康子君）今までの質疑で確認したい点が何点かある。今年度、森林の調査をされたということで、所有者900人という数字が示された。一部地域と説明があったと思うが、全市にするとともにいるのか、全市で900人なのか。

それから、これから意向調査を始めるに当たって、回答がどのようになるか興味を持って見ていきたいと思うが、森林の抱える問題の背景には大勢の所有者がいたり、先ほどあった所有者不明土地とか、まとまらない部分も多数発生する。そのやりとりに産業課の中で時間を要することも考えられるのか。

それから、整備したいという意向があったら、そこに業者が入っていくという説明だが、そこで初めて整備に関する金額の試算が出ると思う。先ほど基金とか市単を含めて活用していきたいということだったが、今、経済対策として低金利で商工会が行っているような使い方が、この森林整備で考えられるか。あくまでも公的なもので整備していくのが基本になるのか。

それから、森と水と何とかという基金があったと思うが、それとこの基金の使い道は全く違うように解釈するが、そこのかかわりはないと捉えてよいかを確認したい。

○産業課長（鈴木康之君）初めに、今回対象の人数が約900人だったので、伊東市全体でいくと大体2,300人ぐらいの所有者がいてと推定する。今後、この森林整備については、長期的に調査した後、意向を聞く中で計画を立てて、実際に整備を進めていくこともあったり、現地の調査でいろいろなこともあるので、ある程度早急に進めたとしても、なかなか時間はかかると思うが、少しでも早く整備できるように市としても対応していきたい。

あと、商工会議所等の整備のこういった資金が出ているので、一応、目的が違うこともあるので、基本的に整備については、市が意向調査を伺う中で地権者の方が、林業業者と仲介する

中で整備が進められるところはどんどん進めてやっていただく、マッチングをすることになるので、それ以降のどうしても整備ができないようなところについては、この譲与税を使って整備することとなるので、低金利の事業とは少し違うのかと思っている。

森林づくり県民税の関係では、これは県の事業であり、基本的には緊急に対策が必要な箇所ということで要件も決まっている。それについては道から200m離れたところ、傾斜が45度以上とかという要件もあるようなので、一応、この事業とは別で考えていくけれども、その辺も県とある程度連携をとった中で、どの辺を県としてもやる予定があるか、そういったものもこの意向調査を伺いながら、市としても確認しながら事業を進めていきたい。

○1番（鳥居康子君）1点、所有者の意向で市に寄附ということがあると思うけれども、それに当たっては所有者から市に寄附をする手続とか、税とかがかかるようなものをかからない、寄附だとかからないのかという確認と、寄附をいただいて、整備をするのが山全体なのか、部分的なのか、境界がないところもあったりするので、そこは市が業者とまた相談ということになるかと思うが、ある意味寄附を受けた場合は、市としても積極的に森林整備事業に向けてやっていくのか、確認したい。

○産業課長（鈴木康之君）所有者からの寄附とか、買収については、経営管理権の設定の対象となっていないので、市が寄附を受けたり、森林を土地ごとに所有する意向がある場合には、市としては民間事業者を紹介するなどの対応をして、促していきたい。

○6番（田久保眞紀君）聞きたいことは井戸委員が細かいことをかなり聞いたが、意外に中は、まだ決まっていないという印象を受けたけれども、要するに、伊東市内にいる林業従事者の数で今後おりてくる基金の額が変わってくるという解釈でよいか。

○産業課長（鈴木康之君）そのとおりである。

○6番（田久保眞紀君）私は南部のほうから出ていることもあり、これに期待していて、災害の防止という面でも、今回、台風の後、倒木が大分ひどかった。まちなかだけではなくて、目につかない山林の中が非常にひどくて、具体名を出すと、八幡野川は倒木で危険な状況になっているという中、ほとんど全てを建設課のほうに電話をしてどけてほしいというような話になっているが、なかなかそれも難しいところで、災害防止のためにもぜひ促進をしていっていただきたい。

先ほど林業の就業者によって変わってくるということで、ほかのことに利用しないようになり使用制限もかかっているようだが、林業起業者の支援という面でぜひ指導というか、ほかの基金や補助金と絡めて使えるものがあると思うので、伊東で林業をこれから興していきたいと思っている若い人たちの支援体制みたいなものをぜひ考えていただきたい。一次産業の復興も含めて、今、林野庁だけではなく、環境省でもいわゆる地方創生というので移住対策、地方

に人を送るというものに絡めてこの辺は非常に力を入れているので情報共有していただいて、多分ほかの部署、ほかの課とのあれになると思うが、移住して伊東で林業をやりたいという人が受け入れられる事業所、育成できる事業所があれば、恐らくその辺にまた別のお金もついてくるかと思うので、ぜひその辺も検討していただきたい。

○委員長（青木敬博君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第25号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（青木敬博君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（青木敬博君）日程第2、市議第29号 伊東市競輪事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○3番（中島弘道君）これは、臨時職員が今度、会計年度任用職員に変わるということで新たにつくられる条例であるが、まず基本的なことを伺いたい。会計年度任用職員に変わるということで給料が日額だったり、手当の種類が今までと変わる部分はあるか。

○公営競技事務所長（福西 淳君）会計年度任用職員については、会計年度の任用になったという部分は変わる。日給、給料も本会議で申し上げたとおり、本場の賃金は300円程度上がる予定である。その他待遇は特に変わらない。

○3番（中島弘道君）手当の種類とかは今までと変わらないのか。

○公営競技事務所長（福西 淳君）本条例策定の際に労働組合と労使協議をする中で、今まで労使協約で行っていた手当を、漏れのないような規定にさせていただいているので、現状維持ということで話し合いはついている。

○3番（中島弘道君）あと、会計年度任用職員は会計年度だから毎年ということで、今までも結局、臨時職員は雇用を継続してきたと思うけれども、その雇用の継続の仕方というか、形式が変わるようなところはあるか。

○公営競技事務所長（福西 淳君）まず一番大きく変わるところが、会計年度任用職員になると、

今まで場外発売等、場外引き受け場は本場の採用であったが、派遣職員方式を使えないということで事務委託方式として、本場、場外ともに全て伊東市の採用になる。そういう意味では変わる。年度の切りかえの部分については、通常の雇用賃金等支払い明細書の中に次の開催も採用するという形で通知を出しているが、今後は会計年度で切れるので、その辺はしっかりと確認がとれるようなものをつくろうと今協議している。

○5番（佐藤龍彦君）今回、新しい条例の制定で今までの臨時従事員から会計年度任用職員への変更で給与及び基準を定めることとしているけれども、これまでは臨時従事員の給与に関して条例をつくってこなかったのか、その経緯、つくらなかった理由があれば教えてほしい。

○公営競技事務所長（福西 淳君）以前は伊東市営競輪臨時従事員就業規程という訓令に基づいて賃金も日額とするとか、給与表もきちんとつくっていたが、今回、会計年度任用職員に移行するに当たり、条例化を義務づけられるということもあったので、本市としては競輪事業独自の条例化をするということで今回の制定となった。

○5番（佐藤龍彦君）この条例で給料を制定して日額とすること、金額も今までは本場と場外で分けていたものを一律場外の金額にするという説明があったが、これまでも日額で支払っていたので給料はそのまま日額にするということで労使協約の中で決めていったのかということと、第4条の給料の減額のところで、勤務に当たらなかった場合、30分につき減額していくとなっているけれども、この場合は時給換算になるのか、詳しく教えてほしい。

○公営競技事務所長（福西 淳君）給料の内訳については規程でもあった。今回、条例化することで改めてしっかりとしたものをつくろうということで、条例の制定後に規程等もそれにあわせて修正する予定である。減額の部分については、都合による遅刻や早退、また、開催で動いているので悪天候による開催中止、順延等がある。そういう部分を30分刻みで日給から換算して、大体7.5時間で計算している。15単位という形で、それを割ったもので減額して支給するような形をとっている。

○5番（佐藤龍彦君）その辺を詳しく知りたかった。今まで本場の給料と場外の給料では違いがあったということで、本場の雇用体系は正規扱いとなっていたのかということと、場外はパートという形であったのか、今までの給料の違いで雇用体系が違ったのか、それが今回の条例で会計年度任用職員になることで一律同じ雇用体系になっていくのか、教えてほしい。

○公営競技事務所長（福西 淳君）現在については本場で採用している。場外については、全ての従業員は採用していない。交代制である。本場のみ勤務の従事員もいるので、さまざまな勤務体系でやっている。それを基準に、本場で採用している従事員も場外でも雇用するという形をとっている。会計年度任用職員になると、先ほど中島委員に説明したが、本場も場外も全て本市の採用になるので、今、従事員で扶養に入っている方とか、フルに働きたい方、さまざま

まな方がいるが、全て本市の採用となる。ここが大きな違いになる。

○委員長（青木敬博君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第29号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（青木敬博君）挙手全員である。よってさよう決定した。

○委員長（青木敬博君）10分間ほど休憩する。

午前10時53分休憩

午前11時 3分再開

○委員長（青木敬博君）再開する。

○委員長（青木敬博君）日程第3、市議第30号 伊東市公共下水道事業の設置等に関する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○2番（井戸清司君）下水道事業が公営企業になるということで、まず1点目は素朴な疑問を聞きたい。今、伊東市の場合は上下水道部となっている。公営企業として下水道事業と水道事業となった場合には、例えばそこの所管の部長は今までどおり1人でいいのか教えてほしい。

○下水道課長（村上千明君）下水道は、今回、法の一部適用になるので、あくまでも管理者を置かない。今までと同じく市長が管理者となるので、組織的には何ら問題なく今までと同じ形でやることはできる。

○2番（井戸清司君）きのうの質疑の中でもあった第5条の「賠償額が5万円を超える場合とする」という5万円の根拠は、たしか水道がそうだからという答弁だったと思うが、水道がそうだからというのは5万円の根拠にならないわけで、5万円というしっかりした根拠があるのだったら挙げてもらいたい。

第7条に関して、「負担付きの寄附」という言葉が出ているが、「負担付きの寄附」という

のはどのように理解すればいいのか教えていただきたい。

- 下水道課長**（村上千明君）第5条の関係については、きのう具体的なものという質疑が出て、答えられなかったところもあるが、想定で考えたときに、例えば、つり銭の資金をなくしてしまうとか、そのような軽微というか、金額の少ないもので5万円以内ということで考えている。

第7条の「負担付きの寄附又は贈与」とは、寄附または贈与の契約に付された条件そのものに基づいて、地方公共団体が法的義務を負い、その義務不履行の場合には、その寄附または贈与の効果に何らかの影響を与えるようなものをいい、単に維持管理費用の負担が生じただけのもの、また、用途を指定しただけで不履行の場合の地方公共団体の責任が道義的なものにとどまるものについては、負担つき寄附または贈与とは言えないものであるということで、例えば、寄附をするときに、一緒にこれをやってもらわないと寄附しないということがあるかと思う。

- 2番**（井戸清司君）5万円に関しては、つり銭をなくしたり、そういった軽微なものに関してということで、わかった。

「負担付きの寄附」ということは、伊東市が水道だったら民間の事業所から例えばタンクを贈与、受け取るという場合に、そこに工事が発生したりとかというものがかからないと、市としては受け入れられないというものを寄附としてもらう場合が負担付きの寄附という解釈でいいか。条件付きということか。

- 下水道課長**（村上千明君）委員のおっしゃるとおりである。

- 5番**（佐藤龍彦君）今まで特別会計だったものが企業会計に移行するということで、理解が難しいので、基本的なところで企業会計のメリッ的な部分がわかれば教えてほしい。

- 下水道課長**（村上千明君）まず、下水道事業については、今までは公営企業法の任意適用だったが、平成27年1月の総務省の通達により、人口3万人以上の市町村については、令和2年4月から公営企業会計に移行するような要請もあり、適用の理由の一つになる。メリットは、経営の成績や財政状況が明確になるということで、今までは単式簿記で、お金の動きだけ、お金の出入りだけしかないが、今度は複式簿記になり、負債や資産もその中に含まれて表示がされるということで、その辺が明確になることが一番のメリットになると思う。

- 3番**（中島弘道君）きのう接続率などの質疑もあったが、現在の下水道の整備率は70%ちょっとということで理解している。今、企業会計で経営が明確になるという答弁もあったが、経営状態をよくしていくということも一つやっていかなければいけないと思う。給水人口も減っていくが、管きよの敷設、計画面積があるから、そこまでずっと整備率を拡張していくのか、そのあたりを確認したい。

- 下水道課長**（村上千明君）面をさらに大きくしていくとなると、実際に金が非常にかかる。今、下水道としては、国道135号川奈口まで管を延ばしているところであるが、この先、川奈駅

の上側、水無田の団地だとか、大和ハウスの分譲地だとか、県営住宅だとか、あの辺まではやりたい。この10年ぐらいの間に、そこまで整備を進めていきたいという計画で今進んでいる。その先、全ての計画の面積をやれるのかというと、やはりなかなか厳しい部分もある。今後、計画の面積等の修正が必要になるのかとは思っているが、今の段階では、どうするのかは言えない。将来的には減らしていく方向になるのかとは思っている。

○委員長（青木敬博君）中島委員、議題が条例から外れているようである。

○3番（中島弘道君）事業の設置ということで、これからの経営的なことに関するのではないかなと思うので、そのあたりを確認させていただいた。

○委員長（青木敬博君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第30号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（青木敬博君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（青木敬博君）日程第4、市議第31号 伊東市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（佐藤龍彦君）今回この条例の改正は、民法上の規定で、明け渡し請求のときに請求額を年5%の割合で支払いを求めているのを法定利率に変えていくということで、議場では3%という話があった。これは施行された年度から3%で、そこから3カ年で見直しをしていくという話だったと思う。法定利率というのは、結局、国が定めた利率を適用していくという理解でいいのか。

○建築住宅課長（杉山英仁君）民法上の法定利率を適用することになる。

○5番（佐藤龍彦君）今回の3%は、法定利率のほうで変わっていくということで理解した。

不正に入居した者に対しての明け渡し請求だけに適用していくということで理解していいのか。

○建築住宅課長（杉山英仁君）不正行為、条例第6条の規定に反し入居した場合だけ、婚姻を偽

ったり、暴力団員であつたりなどに当てはまる。

○委員長（青木敬博君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第31号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（青木敬博君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（青木敬博君）日程第5、市議第34号 令和元年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第1号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○3番（中島弘道君）今年度の一般会計への繰り出しは補正で5,000万円、合計1億円になっている。去年は8,000万円だったと思うが、年々上がっている。今年度は何の売り上げが好調だったのか、そのあたりを伺いたい。

○公営競技事務所長（福西 淳君）今回の繰出金の増額の理由については、今年度は記念競輪のほかに、4月に国際自転車トラック競技支援競輪（GⅢ）が開催できたので、売り上げも同時期の記念前の前年比で約61億円の増となっている。そういった好条件を踏まえ、前年度、繰越金が4億3,000万円ほどあるので、そういう部分で5,000万円の増額をし、1億円の繰り出しを達成しようと考えた。

○1番（鳥居康子君）近年、競輪事業は好調で、一般会計への繰り出しが毎年行われて、積み立てもしっかりされているが、競輪事業の環境は、ファンの高齢化とか、人口減少とか、決してよくない。伊東市だけではなくて、全国的にそういう傾向にあるかと思うが、日本自転車振興会とかに納める上納金と言われるような制度が変わったことによって、全国的に競輪事業が改善されているのか確認したい。

○公営競技事務所長（福西 淳君）現状、競輪ファンの平均年齢は70歳ほどで高齢化している。そういった部分では、人口減少等も今後考えられるので、箱物の経営は大変苦しい状況である。先に交付金の話についてであるが、平成24年に還付金制度の廃止があった。以前は特定活性化事業ということで、活性化策を行った場合、1号、2号の交付金が3分の1を上限として還

付された。その制度が生きていたときは、3. 2%納めて、3分の1は返ってきて、2. 1%をJKAへの交付金1、2、3号として納めていた。平成24年の法改正で還付金制度が廃止となって、実質1. 9%、本則の改正になったので実質1. 9%で、0. 2%が減額となったことも、全国の競輪施行者の収益の改善になっている。話は戻るが、ファンの高齢化、人口減少等、箱物は厳しいが、不採算レースであるFⅡ、一番低いグレードの開催については、現在、ミッドナイト競輪というものが好調である。伊東市も昨年度から参入して、3日間で4億4,000万円ほど売っている。2回開催して、1つの不採算レースFⅡ開催が、普通、昼間開催は3,000万円強の赤字になるが、こういう開催が黒字となる。全国的にネット販売が好調で、ミッドナイト競輪は無観客であるが、ネット販売が大変好調である。そういった部分で経営が改善しているものと考えている。

○1番（鳥居康子君）一般会計への繰り出しの5,000万円であるが、この使い道が教育の電子黒板と大原武道場の空調ということである。伊東市の中でも重要な事業がいろいろあると思うが、競輪の売り上げをこういう部分に使うという判断、決定はどのように行っているのか。

○副市長（中村一人君）一般会計から言う繰入金の充当先の質疑であるが、伊東競輪については、過去、事業が好調であったときに、混雑解消ということで、泉・城星線の拡幅とか、地域経済に大きな影響があるような道路の改善に努めたり、白石マリンタウンの埋め立てに使ってきた経過もある。最近では主に教育施設に充当している。伊東市の将来を担う子供たちのために競輪の収益金を充てることがよろしいのではないかとということで、ここ数年間はずっと教育関係の経費に使われている。去年は教室のエアコンに使用されたが、今回も市の姿勢として教育のほうに充てることができるものはないかとということで、教育部のほうから話が合った電子黒板に充当することで教育部との協議が進み、今回の5,000万円をそこに使うように決定した。

○委員長（青木敬博君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第34号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（青木敬博君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（青木敬博君）日程第6、市議第38号 令和元年度伊東市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第38号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（青木敬博君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（青木敬博君）日程第7、市議第33号 令和元年度伊東市一般会計補正予算（第6号）歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。

まず、第6款農林水産業費について質疑を行う。事項別明細書は39ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑なしと認める。

次に、第7款観光商工費について質疑を行う。事項別明細書は43ページからになる。発言を許す。

○5番（佐藤龍彦君）事項別明細書46ページの商工費商工振興費の商工業振興補助事業の補助金の内訳をわかりやすく説明していただきたい。木造住宅建替支援事業補助金とは、住宅リフォーム助成の部分なのかどうか。起業支援及び空き店舗対策事業も、今回の台風15号、19号の部分も含めた補助金になっているのか、その辺を教えてほしい。

○産業課長（鈴木康之君）木造住宅建替支援事業補助金については、地元の建設業者に発注する住宅建てかえ工事に対する助成制度によるものであり、市内の建築関連業界の振興及び旧耐震住宅の建てかえの促進について行うものである。今回の住宅リフォームの事業とはまた別の事業となる。

起業支援及び空き店舗対策については、市内で起業をする方に対する補助制度で、こちらも起業する方の制度である。今年度、当初の予定を上回って申請があったので増額をする。こち

らも台風による補助ではない。

- 5番（佐藤龍彦君）起業支援及び空き店舗対策事業だが、3月か6月議会で、申請があつて、それに対する補助金を出したということだった。それで間違いないのか。さらに、今の答弁では、申請がふえたとのことだが、どういった起業なのか。空き店舗を活用したいという申請なのか。その辺を詳しく教えてほしい。
- 産業課長（鈴木康之君）こちらは当初の予算を上回る受け付け件数があつた。業種については、今年度10件の申し込みがあり、主に飲食業、美容業、小売業とか、その年によって違うが、宿泊業、医療業ということでの申請がある。
- 5番（佐藤龍彦君）空き店舗の対策は何か申請があつたか。
- 産業課長（鈴木康之君）そのうち、商店街については、1件の申請があつた。
- 委員長（青木敬博君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）質疑なしと認める。

次に、第8款土木費について質疑を行う。事項別明細書は45ページからになる。発言を許す。

- 1番（鳥居康子君）事項別明細書48ページの道路維持費の道路パトロール委託料150万円だが、補正で委託料が増額されている。これは通常年間何回か、道路のパトロールが行われているかと思う。補正された根拠、委託費がふえた要因を伺いたい。
- 建設課長（高田郁雄君）委員指摘のとおり、年間を通したパトロールが既により、今回補正でお願いしたものは台風15号にかかわるパトロールと、19号のパトロールということで補正をしている。
- 1番（鳥居康子君）150万円は、職員というよりも土木業者に委託したのか、パトロールはどういうところに委託したのか。また、市道とか国道とか県道とかいろいろあり、道路の管理者がそれぞれ違うと思うが、管理者に関係なくパトロールをしたのか。
- 建設課長（高田郁雄君）150万円の内訳としては、75万円が2つとなっている。15号にかかわるパトロールは、市内の建設業者、8業者がパトロールに当たっている。パトロールした内容については、当然市道、市が管理する施設という意味合いで回っているが、道中に、国道、県道等も通ることから、得た情報は管理者に報告して対処をお願いしている状況である。
- 1番（鳥居康子君）災害があつたときに、既に例えば市民からとか居住者から連絡があつたかと思うが、それはすぐ対応するということが今までだと思う。この委託は、通報があつた場所ではなくて、常日ごろ心配な、急傾斜地を抱えているとか、陥没が心配な部分とか、市道もたくさんあるので、市民の通報と市が常に気にかけているポイントの道路とかを何日もかけて回

ることは難しいと思う。8事業者が手分けして全市ということなのかも知れないが、その辺を委託費に関係して伺いたい。

○建設課長（高田郁雄君）今回のパトロール業務は、市内全域を対象としたパトロールである。台風に限らないが、市民からの通報に関する現地確認等は職員にて行っている。今回の補正に上げたパトロールについては、市内の道路施設並びに公共施設のパトロールである。

○2番（井戸清司君）52ページの景観整備費の中の景観形成廃屋等除却行為助成金である。昨年本当に都市計画課はご苦労さまで、1年間でいろいろと調べてもらっての成果だと思う。たしかこの助成金は、マックス1件30万円だと思ったが、これは5件分ということか。

○都市計画課長（日野原 武君）委員の言うとおりでである。

○2番（井戸清司君）まだこれは今年度ふえる可能性は出てくるのか。

○都市計画課長（日野原 武君）現在、当初予算については今全て交付決定をした状態になっている。また新たに出てくるとのことで、今回補正予算を上げた。今後も出てくる予定となっている。

○2番（井戸清司君）54ページの住宅費の中の住宅管理費、ここで損害賠償金が計上されているが、賠償金の前の需用費の修繕費と役務費の部分の200万円と50万円は、城平住宅の修繕費と考えていいのか。

○建築住宅課長（杉山英仁君）台風15号による全体の修繕費になる。

○2番（井戸清司君）全体ということは、城平住宅も入っているという解釈でいいか。

○建築住宅課長（杉山英仁君）屋根の補償を抜いた修繕になる。城平も入っている。全ての住宅が入っている。

○2番（井戸清司君）去年も城平はあった。例えば、この間の議案審議の説明の中で、棟が4つあるので、その部分をやるという話で修繕が進んでいると思う。基本的に建設年度は4棟あっても1つの建物で一緒なわけである。だから、次に台風が来れば、どこの部分が飛ぶかわからない。それは部分補修だけで済ませてきているから、今回みたいな事故が起きる。何で棟を全部、1棟ごと補修しようという話にならないのか。全部やったほうがいいと思うが、そこら辺に関しての見解をいただきたい。

○建築住宅課長（杉山英仁君）市営住宅長寿命化計画で、城平住宅C棟の屋根、外壁だが、令和2年で計画していたが、それを早めて今年度、11月に契約して、全面的に屋根と外壁をやることになっている。今、工事の最中である。

○5番（佐藤龍彦君）同じページの公園整備管理費で、今回も伊東公園の樹木が倒れて家屋に被害があったということだが、ふだんから公社のパトロールでいろいろ確認はしていると思う。最近、気になるのは、桜の木などの根っこ部分が結構むき出しのところかふえてきている感

じで、土がだんだんやせ細ってきているような感じがする。そういった部分では何か対策は今やられているのか。今の市営住宅の修繕の部分もそうだと思うが、多分、また台風が来たときに、違う公園の樹木が倒れるということがあり得ると思う。そういった計画はどのように立てているのか。

○**観光課長**（草嶋耕平君）委員指摘のとおり、桜の木の根だけでなく、今回の伊東公園の部分については、かなり高い枝が暴風で折れて落下した。隣地と近い場所にある木だったので、家の窓にぶつかってしまった。隣地に近い木については、根本から切るのはなかなか難しいが、枝の処理をするような形で対応していきたいと思っている。伊東公園に限らず、根が弱っている部分も公園の中にはあろうかと思うので、そこは振興公社とも連携を図りながら、危険があるようなものについては事前に木を切るなどの対応をしていきたいと思っている。

○**委員長**（青木敬博君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）質疑なしと認める。

次に、第 11 款災害復旧費第 1 項農林水産施設災害復旧費及び第 30 項観光施設災害復旧費について質疑を行う。事項別明細書は 65 ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第 33 号歳出中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（青木敬博君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（青木敬博君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

これにて常任観光建設委員会を閉会する。

○**閉会日時** 令和元年 12 月 5 日（木）午前 11 時 42 分（会議時間 1 時間 32 分）

以上の記録を認める。

令和元年 1 2 月 5 日

委員長 青 木 敬 博